

産衛だより

平成 23 年 4 月 2 日

平成 23 年 5 月 1 日

日本産業衛生学会声明

(社)日本産業衛生学会
理事長 大前和幸

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故における作業者の放射線健康管理について

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故において、多数の作業者がその対応にあたっている。これら東京電力およびその協力企業の従業員、作業員、警察、消防、自衛隊の隊員などは、高濃度の放射線環境の中で、かつ劣悪な労働条件下で長期間活動している。現在被ばく環境下にあるこうした作業者の健康を守ることは緊急の課題である。また、福島第一原発周辺地域で働く作業員においても、一定の放射線曝露が想定される場合には必要な健康確保がなされる必要がある。これらの作業員の作業にあたって適切で十分な放射線防護策がとられるとともに、適切な健康管理が提供されることが必要である。

以下、考慮されるべき具体的な点を列挙する。

- 1) 福島第一原発で緊急作業に従事する作業員について
 - ・ 数千人が福島第一原発で、緊急作業を行っていると考えられる。この作業は極めて危険な作業であり、その危険性を十分に説明した上で、作業員の意志に基づき行われるべきである。従って、作業員に強制すべきでなく、作業員は自分の意志で拒否できるものである。
 - ・ 緊急作業における安全性を確保し、適性を図るために最大限の努力がなされるべきである。
 - ・ 緊急作業に従事する作業員は、関係する事業所ごとに個人表を作成し、労働基準監督署に届け出ることを義務化することが重要である。監督署はそのデータを適切に管理すべきである。
 - ・ 250 mSv を超えた作業員を緊急作業に従事させてはならない。
 - ・ 年間の曝露が 100 mSv を超えた者に対しては、健康管理手帳を交付し、遅発性の影響や確率的影響の 2 次予防に努めるべきである。
- 2) 周辺地域で作業する作業員について
 - ・ 3 月間の実効線量が 1.3 mSv 未満と考えられる地域で作業する作業員は、公衆被曝と同等と考えること。
 - ・ 上記を超え、年間の曝露が 20 mSv 未満が予想される地域で、復興作業を行う作業員に対しては、放射線業務従事者に準じた、労働衛生管理を行うこと。
 - ・ 年間の曝露が 20 mSv を超え、50 mSv 未満が予想される地域で、復興作業を行う作業員に対しては、放射線業務従事者として労働衛生管理を行うこと。

日本産業衛生学会 働く人を喫煙と受動喫煙の害から守るための たばこ対策宣言

(社)日本産業衛生学会
理事長 大前和幸

世界保健機関（WHO）は、喫煙と受動喫煙による健康への悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、2003 年「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を採択し、2005 年に発効した¹⁾。本条約は締約国に対して、価格の引上げ（第 6 条）、職場・公共の建物内の 100%禁煙化（第 8 条）、パッケージの警告の強化（第 11 条）、広告・販売促進・後援の規制（第 13 条）、禁煙治療の普及（第 14 条）などに取り組むように求めている。

わが国では、2000 年以降、健康日本 21、健康増進法、特定健康診査、がん対策基本法などで喫煙対策を含む施策が施行されてきた。多くの医学関係の学会・組織が禁煙宣言を採択し、日本学術会議も 2008 年に政府への要望書「脱たばこ社会の実現にむけて」²⁾、2010 年提言「受動喫煙防止の推進について」³⁾を発表しているが、諸外国に比べると取り組みは遅れている。現在、日本における成人の喫煙率は 22%と近年減少傾向にあるが⁴⁾、勤労世代の男性喫煙率は 40%を超えており、業種によっては 50%を超えている場合もある⁵⁾。若い世代の女性の喫煙率は上昇も危惧されており、早急な対策を講じなければならない。

喫煙および受動喫煙の有害性は広く認識されつつあるが、マスメディアを通じて喫煙は嗜好の問題であるという考え方がまだ流布されており、若い世代での禁煙・防煙活動の障害となっている。現在、健康に関わる団体・組織における喫煙・受動喫煙の有害性の広報と教育活動は、極めて重要である。

受動喫煙が死亡、疾病および障害を引き起こすことはすでに科学的に明らかであり⁶⁾、受動喫煙による有害物質への曝露を完全に防止するためには分煙では不十分で、屋内禁煙とすべきであることが上記の国際条約の履行のためのガイドライン⁷⁾において示されている。また、2010 年 5 月 26 日の厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告書においては、今後の受動喫煙防止対策の基本的方向として、「快適職場形成という観点でなく、労働者の健康障害の防止という観点から取り組むこと」の必要性が示された⁸⁾。

職場の禁煙化は大規模事業場を中心に進んできているが、その一方、中小規模の事業場やサービス産業では受動喫煙防止対策の遅れがあり、職業的に長時間の受動喫煙に曝露されている集団も存在する。また、定期健康診断における禁煙支援は喫煙率の低減に有効であるが、実行している事業場は未だ十分ではなく、取り組みの推進が必要である。

以上を踏まえて日本産業衛生学会は、働いている人の健康を守り、さらなる健康の増進を目標とする学会として、喫煙による健康被害を総合的に防止するために、次に掲げる喫煙対策を

職場で推進するとともに、関係機関と協働して社会に働きかけることを宣言する。

1. 働く人の環境を安全に保つため

- ・タバコ煙は発がん性物質であること⁹⁾を周知し、管理の強化を求める
- ・サービス産業を含むすべての職場の受動喫煙の防止を進める
- ・就業時間中の喫煙の禁止の実現に取り組む
- ・建物内禁煙、さらには敷地内禁煙を実現する(喫煙所と職場の往復は間接曝露となるため敷地内喫煙所廃止を進める)

2. 働く人の健康をタバコの害から守るため

- ・健康診断や保健指導の場ですべての喫煙者に禁煙することを勧奨する
- 特に、喫煙により影響が増加あるいは増幅される有害業務従事者や健康診断の喫煙に関連した有所見者には強く禁煙を勧告する
- ・禁煙を希望するすべての者に禁煙支援と治療機会に関する情報提供を奨励する

3. 産業医学、産業保健に携わる者として

- ・役員や専門医をはじめ全会員が喫煙しないことを目指す
- ・理事会、部会、委員会、研究会において喫煙対策に関する積極的な活動を推進する
- ・禁煙に取り組む諸団体・組織との協力・協働を推進する

以上の活動を通じて、すべての働く人が健康に過ごすことができる安全な職場としてタバコ煙のない環境を実現し、さらには禁煙推進を通じて広く脱タバコ社会を目指す。

本宣言は、職域における喫煙対策研究会によって起草され、理事会が学会としての宣言としてまとめたものである。

文 献

- 1) WHO Framework Convention on Tobacco Control. Geneva, 2003.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html (外務省による日本語訳)
- 2) 日本学術会議 要望「脱タバコ社会の実現に向けて」.[Online]. 2008 [cited Apr 2]; Availavle from: URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-4.pdf>
- 3) 日本学術会議 提言「受動喫煙防止の推進について」.[Online]. 2010 [cited Apr 2]; Availavle from: URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>
- 4) 労働基準局「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告書骨子案. 2010年2月15日.
- 5) 自動車製造業における建屋内禁煙の取り組み. 産衛誌 2009; 51(臨増): 119.
- 6) 厚生労働省「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」報告書. [Online]. 2009 [cited Apr 2]; Availavle from: URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0324-7.html>
- 7) 第2回「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締結国会議採択「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」(FCTC第8条履行のためのガイド

ライン) [Online]. 2008 [cited Apr 2]; Availavle from: URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/dl/s0326-14i.pdf>

- 8) 平成20年12月25日「平成19年国民健康・栄養調査概要」: 厚生労働省
- 9) 平成22年度日本産業衛生学会総会議事録 産衛誌 2010; 52: A72.

平成22年度第4回理事会議事録

日 時: 平成22年12月25日(土) 13:00~17:00

場 所: 日本公衆衛生協会ビル3F会議室

出席者: 大前和幸(理事長), 岡田 章(副理事長), 五十嵐千代, 大久保靖司, 大脇多美代, 荻野景規, 加地正伸, 加藤 元, 川上憲人, 岸 玲子, 清田典宏, 日下幸則, 小林章雄, 斉藤政彦, 實成文彦, 住徳松子, 諏訪園靖, 角田 透, 昇淳一郎, 原田規章, 東 敏昭, 広瀬俊雄, 廣部一彦, 堀江正知, 柳澤裕之, 山田誠二, 吉田 勉(以上理事), 圓藤吟史, 中明賢二(監事)

欠席者: 相澤好治, 高橋英尚, 本橋 豊

(委任状あり: 相澤好治, 高橋英尚)

理事出席者27名, 委任状2名であることから, 定款第36条および第29条により, 理事会が成立していることを確認した。オブザーバーとして, 高橋 謙教授(産業医科大学)に参加していただいた。

議事録署名人に, 東 敏昭, 広瀬俊雄の両理事が指名された。

審議事項

1. 平成22年度第3回理事会議事録について

審議事項3の内容を一部訂正して了承された。

2. 法人改革について

大前理事長より, 日本学術会議開催の, 学術団体の公益法人申請のためのシンポジウムに参加した内容が報告された。最近の傾向として, 学術団体の活動の公益性が広く認められるようになったこと等が報告された。また, すでに公益法人の認定を受けた学術団体の事例から得られた情報を参考にして, 定款, 規定, 事業のくくり等についてさらなる見直しを進めることとなった。

3. 規則等の改正案について

各担当より, 規定・細則等の改正案が提出された。一部文言についての注意点や再考すべき点などが指摘された。

選挙管理委員会に関する細則の改正に関連して, 海外在住会員の選挙権の扱い, 総会で提起された投票方法の公平性についての案件, 公益法人化に伴う選挙管理委員会の独立性について, 検討が必要であることが確認された。吉田中央選挙管理委員会委員長より, 各地方会に対して行なった選挙実施方法についてのアンケートの結果が報告された。現在の選挙方法の公平性, 妥当性については, 内閣府公益認定等委員会の見解を仰ぐこととなった。選挙制度の改正については検討を始め, 基本問題検討委員会を中心に案をまとめ, 次期理事会において審議を進めることとなった。

未提出の改正案については次回理事会までの提出が求めら

れた。今回提出された改定案については事務局で修正集約し、継続審議することとなった。

4. 2014年のACOH日本招致について

オブザーバーとして参加の高橋 謙教授より、招致費用見積りと、ACOH開催における高橋教授と当学会理事長の位置づけについての報告がなされた。招致費用については、タイで行われる第20回ACOHにおける招致活動を想定した予算が説明された。また日本政府観光局の資金提供制度(JNTO)への申請が認められ、平成23年1月にACOH会長を国費で日本へ招聘する用意が整ったことが報告された。審議の結果、招致費用として80万円を平成23年度予算へ計上することが承認された。ACOH会員としての年会費も合わせて計上される。本学会とACOH学会企画運営者の位置づけについては、プログラム等に連記することとして、日本産業衛生学会が主催であるということが明確に公示されることが必要であるとされた。

5. 表彰制度受賞者の推薦について

平成22年度学会表彰について、各担当理事より以下の報告がなされ、それぞれ承認された。

学会賞：小林理事より報告。応募者はなし。

奨励賞：東理事より報告。6名応募（研究分野4名、実地活動分野2名）のうち、佐藤一博氏（福井大学）、小林祐一氏（HOYA株式会社）が選考の結果推薦された。

功労賞：加地理事より報告。加地 浩氏（北海道中央労災病院）、和田晴美氏（国際セントラルクリニック）が推薦された。

名誉会員：斉藤理事より報告。二塚 信氏（九州地方会）、加須屋実氏（北陸甲信越地方会）が推薦された。

また、各賞の規定見直しに際しては選考基準となる期のカウント方法等も明確に定めることが必要との意見が出された。

6. 働く人を喫煙と受動喫煙の害から守るための禁煙宣言（案）について

加藤理事より、前回理事会での審議を踏まえ、専門医制度委員会および職域における喫煙対策研究会の意向等を合わせて、ワーキンググループにて修正した宣言（案）が提出された。労働衛生関連法制度検討委員会においても、受動喫煙に関する法改正を巡る議論の中で同宣言（案）について話し合わせ、学会の専門性から、受動喫煙を防止して労働者を守るということを明確に表現した方がよいとの意見があったとの報告があった。

文面について、趣旨を生かしつつ強いメッセージを打ち出すよう一部の表現を改めることとし、ワーキンググループにて再度推敲したものを、総務担当理事がメール審議に諮ることとなった。

7. 「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」の議論に対する学会の要望書（案）について

堀江理事より、厚生労働省労働基準局労働政策審議会の「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」の内容について説明がなされた。この報告に対しての学会の要望書を厚生労働省に提出することが提案され、意見交換がな

れた。

医療のビジネス化は危険であり、企業のコストダウンによる悪影響が懸念されること、産業医の中立性、公平公正さが守られなくなることが危惧されること、等の意見が述べられた。一方、事業場や産業保健推進センターの現状等も報告され、産業保健職がもっと活躍できる仕組み作りや、専門職同士の連携等、今できることにしっかり取り組むことの必要性が指摘された。これらの現状に関してはこれまでの学会の活動も十分ではなかったことを反省し、今後の産業保健サービスの改善等、より広い視野で方策を考えなければならないことも認識された。この点に関しては労働衛生関連法制度検討委員会においても、産業保健サービスのあり方を検討するワーキンググループを結成し、案を作ろうとしているとのことである。

提示された要望書は、理事会有志の要望書として厚生労働省に提出される。

また川上編集委員長より、この問題については学会誌においても取り上げ、会員の意見を募るなどの企画を考えたいと述べられた。

8. 「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会報告書」に対する産業医部会見解について

広瀬産業医部会部会長より、以前より検討してきた産業医のあり方についての全体を更にまとめた産業医部会の見解が提示された。第20回産業医・産業看護全国協議会においても緊急集会が開かれ、多くの賛同を得られたと報告された。今般の法制度の改正はやはり拙速であると判断し、現場発信としてこの見解をHP、学会誌へ公開すると報告された。

また現状に対する対策として、産業医の産業保健活動機能強化のため、労務管理の勉強を研修に取り入れる予定であり、日本労務学会の協力が得られる見込みであることが報告され、この協力体制を進めることが了承された。

9. 理事の定数について

吉田理事より、理事定数配分について、複数の考え方とその計算例が提示された。理事の選出方法については、各部会の意見を反映させるため4部会の部会長を理事にしてほしいとの会員の要望や、世代交代を促すための定年制の導入の提案等も出された。これらを踏まえ、基本問題検討委員会で公平性を考慮して案を作り、次期理事会で審議することとなった。

10. 日本産業衛生学会産業衛生指導医へのアンケート実施について（依頼）について

東理事より、産業医科大学から提出された、専門職大学院の設置を検討するにあたっての、当学会専門職へのアンケートの実施依頼について説明がなされた。趣旨に異議はなく、名簿使用許可申請の提出を受けた上で承認することとした。

11. 有機溶剤中毒研究会と生物学的モニタリング・バイオマーカー研究会の統合について

両研究会より提出された発展的に統合したいとの申請について審議し、新名称「産業中毒・生物学的モニタリング研究会」として次年度4月より統合されることが承認された。

12. 「大学における産業保健研究会（仮称）」の設置について
新研究会設置の申請を受けて審議した。大学組織における安全衛生管理のあり方を探求するという趣旨に対し、対象範囲を広げることが条件に、設置の旨は了承された。対象範囲および名称等を再検討の上、次回理事会にて報告していただくこととした。
新研究会設置に際しての考えとして、幅広い視野で目的を持ち、学会の意義、機能発展につながる有益な活動がなされることが望ましいとの意見が述べられた。
13. 米国で開催される「ばく露限界値設定に関係する諸団体のラウンドテーブル」への参加費用について
堀江理事より、米国労働衛生協会が来年アメリカで開催するラウンドテーブルへの参加要請があったことが報告され、許容濃度委員会からの参加費用の支出申請が提出された。活動の国際展開、国際貢献など参加意義は大きく、学会派遣としての支出が承認され、来年度予算に計上されることとなった。
14. 次回理事会開催予定について
今回は新旧合同理事会となり、平成 23 年 4 月 2 日（土）、東京八重洲ホールで行われる。
15. その他
平成 25 年度に開催される第 86 回日本産業衛生学会の担当について
實成四国地方会地方会長より、中国地方会と四国地方会とで協議した結果、四国地方会が担当となることと決まったことが報告され、了承された。開催地は愛媛県、企画運営委員長は谷川 武氏（愛媛大学教授）となる予定。

報告事項

1. 第 83 回日本産業衛生学会報告
日下企画運営委員長より、収支概算（案）が報告された。現在地方会におけるの監査待ちであるため、最終報告書は次回理事会に提出される。
2. 第 84 回日本産業衛生学会準備状況報告
角田企画運営委員長より、学会誌及び HP に掲載された第 3 報の情報が報告された。演題登録については積極的な応募を呼びかけるよう推奨された。
3. 第 20 回産業医・産業看護全国協議会報告
清田企画運営委員長より、大勢の参加があり、収支は黒字の見込みであることが報告された。会計報告については監査を経て次回理事会に提出される。
4. 第 21 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告
住徳理事より、第 2 報の情報について、会場が追加となったこと等が報告された。HP が開設され情報は順次更新される。
5. 産業医部会報告
広瀬理事より、部会報に掲載された産業医部会の見解、提案等、活動内容が報告された。
6. 産業看護部会報告
住徳理事より、部会員数（1,208 名）、事業報告、事業計画等が報告された。
7. 産業衛生技術部会報告
堀江理事より、活動内容、及び、平成 22 年 12 月 27 日に、大会、研修会、幹事会が開催されることが報告された。
8. 産業歯科保健部会報告
加藤理事より、部会員数（230 名）、事業報告、事業予定、また平成 22 年 11 月 27 日付けで四国産業歯科保健部会が設立されたことが報告された。
9. 専門医制度委員会報告
山田理事より、登録者数（指導医 278 名、専門医 159 名、研修登録医 394 名）、平成 23 年度専門医試験日程、資格更新スケジュールが報告された。
10. 中央選挙管理委員会報告
吉田中央選挙管理委員長より、地方会長の選挙結果、理事候補者の選挙結果（まだ結果の出していない関東以外）が報告された。
11. 次期編集委員会の選挙結果について
川上編集委員長より、任期満了に伴い行われた次期編集委員長への選考経過が説明された。他薦に基づく信任投票が行われ益島 茂先生が選出されたことが報告され、承認された。
12. 労働衛生関連法制度検討委員会関連報告
五十嵐労働衛生関連法制度検討委員長より、委員 1 名の退任と、「産業保健サービスのあり方検討（仮称）」ワーキンググループが結成されたことが報告された。
13. 生涯教育委員会報告
實成理事より、生涯教育ガイダンスに則り選考された第 2 回ベスト GP 賞（橋本晴男氏）、ベスト GP 奨励賞（乍 智之氏、渡辺裕見氏）の結果が報告された。
また、生涯教育のためのリンク集を当学会本部 HP サーバーへ設置してほしいとの依頼が提出され、別途その内容を確認した上で判断することとした。
14. IT 担当理事報告
諏訪園 IT 担当理事より、WEB サイトの移行状況について、名簿サーバの移行が完了し、現在支障なく運用できていることが報告された。
関東地方会において行われた電子選挙について、電子投票の方法・手順等が紹介された。同選挙では約 40% の有権者が電子投票を利用し、システム上のトラブルはなかったことが報告され、今後の選挙での利用が呼びかけられた。
15. 担当理事報告
原田理事より：許容濃度等委員会関連について
許容濃度等委員会では、利益相反についての委員会の行動指針を、4 月からの摘要を目指して 3 月中に作成し機関誌へも掲載したい意向であることが報告され、その旨が了承された。日本医学会作成の医学研究の COI マネジメントに関するガイドラインとも整合性を持たせることが好ましいとされた。
16. 公的委員会等情報報告
なし。
17. ストレス症状を有する者への面接指導制度について
川上理事より、厚生労働省の「職場におけるメンタルヘルス検討会」が終了し、その修正案が承認され厚生労働大臣宛

に提出されたことが報告された。これに対して、前回理事会審議に基づき、事業場の健康診断におけるうつ病のスクリーニングについての理事会有志の要望書として厚生労働省に提出したことが報告された。

18. 日本医学会 COI 管理ガイドライン（案）について

大前理事長より、参考資料として「医学研究の COI マネジメントに関するガイドライン（案）」が紹介された。当学会でも将来的には摘要する必要があるとして一読が推奨された。

19. 研究会世話人交代について

川上総務担当理事より、以下の件が報告され、承認された。
・労働衛生国際協力研究会 新代表世話人：毛利一平氏

20. 会員の状況

川上総務担当理事より、報告がなされた。
(正会員数：7,509 人／平成 22 年 12 月 15 日現在)

21. 協賛・後援等

川上総務担当理事より、以下の 2 件が報告された。

- ・第 18 回日本免疫毒性学会学術大会（協賛）
- ・第 11 回外来精神医療学会（後援）

22. 日本アルコール精神医学会作成の啓発用のリーフレットについて

総務担当理事より、前回理事会審議で推薦することとなった日本アルコール精神医学会のアルコール関連問題に関するリーフレットが完成したこと、その内容が紹介された。

23. その他

角田財務担当理事より、積立金規定について、昨年の理事会で既に内容を承済みであるものを、次回総会に諮る旨が報告された。

平成 23 年 4 月 2 日

理事候補者の辞退と繰り上げ当選のお知らせ

中央選挙管理委員会委員長 吉田 勉

(社)日本産業衛生学会定款および役員選出規程に則る平成 23 年度～25 年度任期の理事候補者選挙の結果を平成 23 年 1 月 5 日付けでお知らせいたしておりましたが、理事候補者より辞退の申し出があり、受理いたしましたので、下記の通り理事候補者が変更となりましたことをお知らせいたします。

記

理事候補の辞退者

畑中純子

理事候補の繰り上げ当選者

五十嵐千代